

## 【協議事項】

No.20 委員会での閲覧用資料の設置について	事務局提案
-------------------------	-------

## 【提案趣旨】

本市議会では各委員会の傍聴者に対し、平成14年から付議事項及び議員の配席表を記載した資料、並びに請願・陳情の文書表を配付している。

また、平成26年からは請願・陳情の審査に際して、執行部が説明用として配付する資料を傍聴者にも配付するとともに、各委員会で用いた資料を積極的に公開するため、委員会終了後、速やかにホームページに公開している。

しかし、各種の議案関係書類や、所管事務調査及び執行部からの報告等の資料については、百ページ以上に及ぶものや冊子等があり、各委員会において、傍聴者に配付するには枚数が膨大となることや、完成に至っていない政策形成過程の計画案や概要版などの資料も多くある。

また、傍聴席の定員は各委員会室で異なり10～20人となっているが、入れ替わりもあり、定員以上の傍聴者が来ることもあれば、傍聴者なしの場合もあり、当日にならないと傍聴者数は分からない。

このため、現在は事前準備に要する費用負担等を考慮し、各委員会において傍聴者に全資料を配付することは行っていないところである。

しかしながら、傍聴者からは、委員会での議論において手元に資料がないことから、何を議論しているかわからないといった声も聞かれる。

については、市民により分かりやすい委員会運営に努めるため、委員会で配付する資料等を傍聴者に対し閲覧用として1部設置してはどうかと考える。

なお、閲覧に供する資料等については、事務局において予備として保管しているもので対応し、新たな経費負担は発生しない。

## 【委員会の傍聴者への対応】

平成14年2月

付議事件及び委員席を記載した資料、請願・陳情文書表を配付することとした。

平成26年4月

委員会終了後に市議会ホームページに委員会で配付した資料を掲載することとした。

平成26年5月

執行部が作成した請願・陳情の審査資料を傍聴者にも配付することとした。